



# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

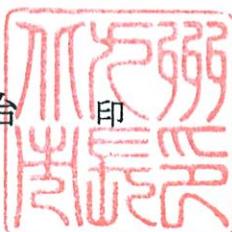
住 所 京都市伏見区横大路千両松町43番地の15

氏 名 クリーンスペース 株式会社

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 橋本 味永子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北橋 健治



許 可 の 年 月 日 平成 21年 9月 30日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 26年 9月 29日

## 1. 事業の範囲

積替え又は保管を含まない

燃え殻

(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥

(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チカラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃油

(揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン若しくは1,3-ジクロロブロベンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸

(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チカラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ

(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チカラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

鉱さい

(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

ダスト類

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上7種類

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類

なし

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年 9月30日 新規許可  
平成21年 9月30日 更新許可

平成24年 6月28日 変更許可

## 5. 積替え許可の有無

記載なし

## 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。